

# 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部を改正する件（案）について （概要）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

## 1. 改正の趣旨

- 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 30 年厚生労働省告示第 9 号。以下「エイズ予防指針」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、エイズに係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他エイズに応じた予防の総合的な推進を図るために作成された指針である。
- エイズ予防指針は、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときはこれを変更することとされており、今般、我が国におけるエイズの動向、エイズ対策の問題点、状況の変化等を踏まえ、エイズ・性感染症に関する小委員会及び感染症部会において再検討を行い、エイズ予防指針を改正することとする。

## 2. 改正の概要

- 人権の尊重
  - ・ 全体の構成について、「人権の尊重」を「第六」から「第一」に位置付ける。
  - ・ 感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならないこととする。（前文、第三、第四）
  - ・ 科学的に根拠のない情報等による偏見・差別が存在しており、また、個別施策層に対する偏見・差別がエイズ対策を阻害する要因となりうることから、H I V 感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善に寄与することについても認識することが重要であるとする。（前文、第一）
- 発生の予防及びまん延の防止
  - ・ U = U（Undetectable = Untransmittable。治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性的接触により他者に感染することはないこと。）を重要な概念として明記する。（前文、第三、第四）
  - ・ 曝（ばく）露前予防（P r E P）を行うには、定期的な H I V 検査等が重要であり、国は対象者が適切に P r E P を使用できるよう、関係機関と連携しながら研究を推進し、その成果等を踏まえて効果的な導入方法について、検討していく必要があるとする。（前文、第三、第五）
  - ・ コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U = U の考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により、感染予防及び感染拡大の抑制を図ることが重要であるとする。（前文）
- 発生動向の把握及び個別施策層への対策

- ・ 我が国では、MSM（男性間で性的接触を行う者）、性風俗産業の従事者及び医療目的以外で薬物を使用することがある者をH I V施策の実施において特別な配慮を必要とする個別施策層として位置付けていることを明記する。（前文、第三）
- ・ 国連合同エイズ計画（以下「UNAIDS」という。）がキーポピュレーション（エイズ施策の鍵となる人々）を提唱していることを踏まえ、キーポピュレーションにおけるH I V感染症に係る実態を把握するための研究を継続することが重要であるとする。（前文）
- ・ 迅速な発生動向把握の観点から、国及び都道府県等は電磁的な方法による発生届の提出を促進することとする。（第二）
- 普及啓発及び教育
  - ・ 知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、プレコンセプションケアの取組も含め、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要があるとする。（第三）
  - ・ 個別施策層に対してNGO等と連携した普及啓発を促進することが必要であるとする。（第三）
  - ・ 医療従事者や介護従事者等は、診療やサービスの提供等を拒否すること、消極的になること等についても偏見・差別にあたることを認識する必要があるとする。（第三）
  - ・ 教育及び啓発体制の確立のための連携先として、こども家庭庁を追記する。（第三）
- 検査・相談体制
  - ・ 国は、検査の利用機会の拡大に資するため、利便性をより高めるような新たな検査機会や手法の可能性を検討していくことが重要であるとする。（第三）
  - ・ 保健所等は、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査に加えて、利便性の高い検査・相談の1つとして、検査の外部委託や郵送検査等の活用を検討することとする。（第三）
  - ・ 感染経路を同じくする他の性感染症との同時検査を提供する取組を促進することが重要であるとする。（第三）
  - ・ 保健所等は、NGO等と協力し、検査・相談の多言語での対応を充実させることが必要であるとする。（第三）
- 医療体制
  - ・ 地域の医療機関における一般の診療の中でH I V感染症の診療を提供すること、地域の医療機関間の診療連携の充実を図ることが重要であるとする。（第四）
  - ・ 地域の保健医療サービス及び介護・福祉サービス従事者に対して、H I V感染症・エイズに関する最新の正しい知識や感染者等に適用できる医療費等に関する各種制度への理解を深める取組を推進し、医療機関や介護施設等での受入れを促進していくことが重要であるとする。（第三、第四）
  - ・ 地域の医療従事者等が安心して診療にあたるために、H I V曝露時の対応マニュアルや曝露後予防薬の配置の整備が引き続き重要であるとする。（第四）
  - ・ 療養の長期化や高齢化に伴い生じ得る他の疾病の管理を含め、総合的に診療を行って

いくことが重要であるため、国及び都道府県等は、感染者等が総合的な治療やケアを受けることができるよう療養環境の整備を引き続き強化するべきであるとする。(第四)

○ 目標設定及び施策の評価

- ・ UNAIDSの目標を受け、「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、ケアカスケード（第一に感染者等が検査により感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染させない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセス）において、いずれも95%以上を達成するという目標の将来的な達成を目指すこととする。また、国内におけるケアカスケードに関する数値の適切な把握に努めることとする。(前文、第七)
- ・ エイズを発症した状態でHIVの感染が判明した者は、新規に感染が判明した感染者等の約3割を占めており、改善に向けて各種施策に取り組むこととする。(前文、第七)
- ・ 国は、エイズ施策についてモニタリングを行い、評価等を行う必要があるとする。(第七)
- ・ 施策の評価においては、感染者等が主体的に関与していくこと(GIPA)が重要であるとする。(前文、第七)

○ その他所要の改正を行う。

**3. 根拠条項**

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条第1項

**4. 適用期日等**

○ 告示日：令和7年11月中旬(予定)

○ 適用期日：告示日と同日